

平成 24 年 8 月 24 日

各 位

会 社 名 東日本ハウス株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 成田和幸
(JASDAQ・コード 1873)
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 青 苧 雅 肥
T E L (03) 5215-9905

準耐火建築物に関する不適合施工について

当社は、静岡県内において建築した準耐火建築物（木造3階建）について、間仕切壁の施工方法の一部が、国土交通大臣が認定した内容に適合していないことを国土交通省へ報告し、特定行政庁の確認を受けました。確認された不適合施工の内容は下記のとおりであります。

また、当社が建築した準耐火建築物の全棟について緊急調査を行った結果、その他の227件（うち、224件が木造3階建て物件）についても不適合施工の可能性があることを、国土交通省に報告いたしました。

今後当社は、国土交通省並びに特定行政庁の指導のもと、該当する物件について改善措置を実施いたします。

お客様をはじめ、株主の皆様、市場関係者の皆様には多大なるご迷惑とご心配をお掛けいたしますことを、謹んで深くお詫び申し上げます。

記

1. 不適合施工の内容

準耐火構造（※1）の間仕切壁の施工方法について、間仕切り壁の45分準耐火構造の国土交通大臣認定（認定申請者：社団法人石膏ボード工業会、認定番号QF045BP-9071（平成14年5月16日以前は準耐火（通）W1001））に適合しない施工方法が3点（1メートルモジュール41物件については4点）ありました。（別紙の表及び図を参照願います）

- (1) 石膏ボード用くぎ長さ 38.1mm 以上、もしくは、石膏ボード用スクリーネジ長さ 40mm 以上で留めつける規定に対し、28mm のビス（ねじ）で施工していたこと。
- (2) 石膏ボードを留めるスクリーネジの間隔がボード外周部 150mm、中間部 200mm の規定に対し、当社は外周部 200mm、中間部 250mm であったこと。
- (3) 石膏ボードの下地に規定で定めた横胴縁が施工されていないこと。
- (4) 1メートルモジュールの住宅 41 物件について、下地の間隔が 455mm の規定に対し 500mm であったこと。

※1 準耐火構造とは、次の①もしくは②のいずれかに該当する住宅に必要とされる仕様を指します。

①準防火地域に建築された3階建ての住宅

②防火地域に建築された延床面積 100 m²以下の2階建てまたは平屋の住宅

（※条例により、準耐火構造が指定される場合もあります）

2. 不適合施工に至った経緯

- (1) 当社は、平成5年5月に、構造仕様を大幅に改良した「新木造システム」に切り替えるとともに、施工手順についても大幅に改定いたしました。その一環として、壁の不陸（ゆがみ）を生む原因である含水率の高い木材を、ゆがみが生じにくい乾燥材に切り替えたことから、壁下地調整の意味合いが強い横胴縁を廃止いたしました。
- (2) その後平成5年6月から、社団法人石膏ボード工業会が取得した間仕切り壁の45分準耐火構造の国土交通大臣認定（認定番号Q F 045 B P - 9071（平成14年5月16日以前は準耐火（通）W1001））による施工方法を、当社の準耐火構造施工の標準工法といたしました。
その際に、「①ビス（ねじ）の長さ、②ビス（ねじ）の間隔、③胴縁の施工、④1メーターモジュール住宅については下地の間隔」について、当社の施工方法でも十分に性能が確保できると認識したことが、今回の要因であります。

3. 今後の対応について

当社は、お客様に安心してお住まいいただくことを最優先事項とする方針のもと、個々のお客様にご説明申し上げ、ご意向を伺いながら適切な対策を講じさせていただきます。

現在当社では、該当物件の耐火性能を担保し、現在お住まいの物件についてお客様にご安心いただくために、新たに現行の施工方法による国土交通大臣認定取得の準備をしております。

なお、施工方法に不適合が認められた部位につきましては、国土交通省及び特定行政庁の指導のもと、改修工事などの対策を実施させて頂く方針であります。

4. 業績に与える影響について

現時点において、業績に与える影響は不明であります。影響額が判明しだい、速やかに開示いたします。

この度は、お客様をはじめ、株主の皆様、市場関係者の皆様に多大なご心配とご迷惑をお掛けしたことを深くお詫び申し上げます。

当社は、この度の指摘を真摯に受け止め、安心・安全の住まいづくりに努めると共に、再発防止に全社をあげて努めてまいります。

【問い合わせ窓口】

常務取締役 東日本ハウス事業部本部長 沖田 高広
C S 推進部部長 海原 則之

以上

(別紙)

国土交通大臣認定仕様と当社の施工内容の相違について

間仕切り壁の45分準耐火構造の国土交通大臣認定（認定申請者：社団法人石膏ボード工業会、認定番号Q F 045 B P - 9071（※平成14年5月16日以前は準耐火（通）W1001））と、当社の施工内容の相違は下記のとおりであります。

記

	国土交通大臣認定仕様	当社の施工内容
①	石膏ボードを石膏ボード用くぎ長さ38.1mm以上、もしくは、石膏ボード用スクリューネジ長さ40mm以上で留めつける。	石膏ボード用ビス（ねじ）28mmで留めつけていた。
②	石膏ボードを留めるスクリューネジの間隔は、ボード外周部150mm、中間部200mm以下とする。	ボード周辺部200mm、中間部250mmで施工していた。
③	下地組に胴縁を施工する。	下地組の胴縁を廃止した。
④	間柱の間隔は約455mmとする。	1メートルモジュールの住宅では、間柱の間隔は500mmであった。

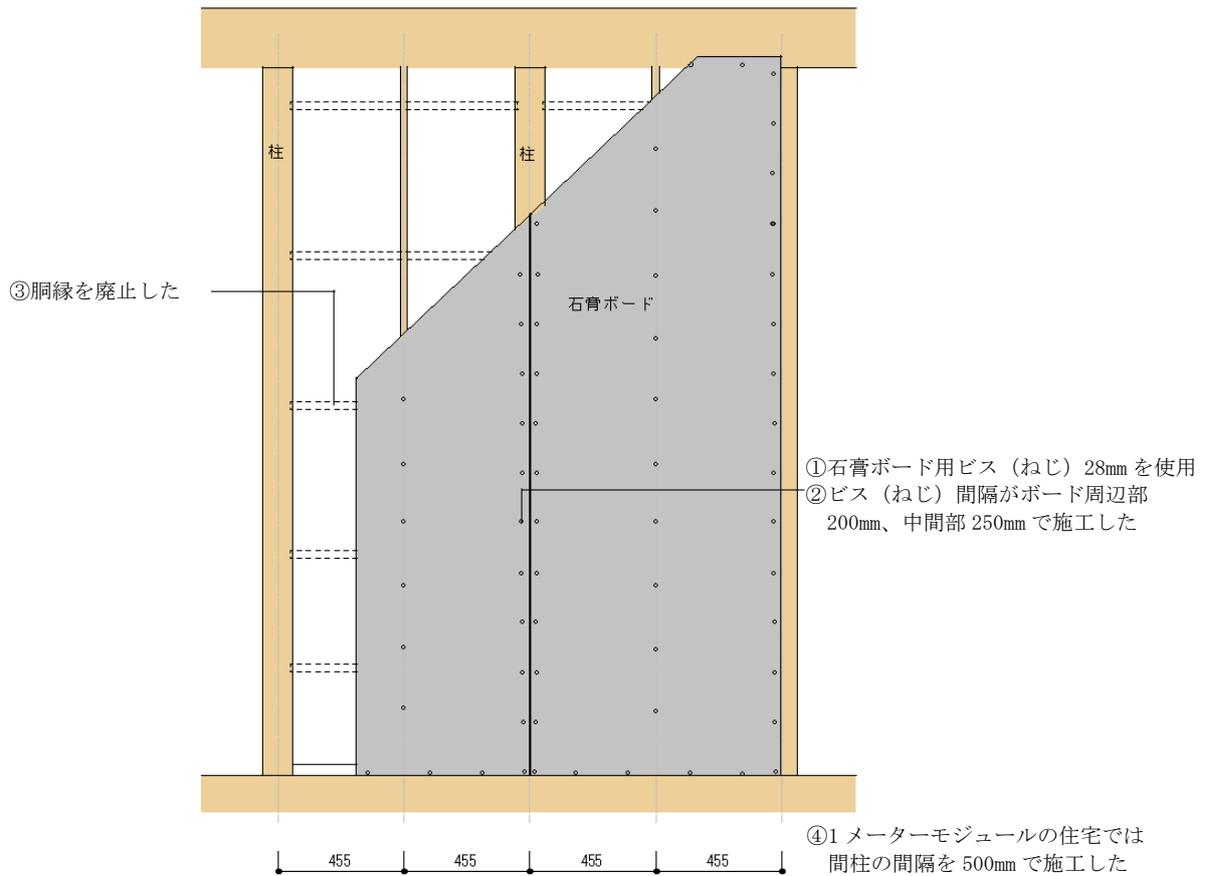


図 間仕切り壁(イメージ)

以上